

抜き打ち捜査への対応：すべきこと、してはいけないこと

国の競争法当局や欧州委員会の職員が、反競争的であると疑われる行為を調査するため貴社のあらゆる事務所を訪れることがあります。これは当局が法規違反の合理的な疑いをもつ場合に行うことができるものです。多くの場合、疑義は内報*、告訴、あるいは内部告発の結果として生じます。法律により、会社・個人は協力を義務づけられています。こうした調査訪問があった場合の基本的な対応として、すべきこと・してはいけないことは以下の通りです：

すべきこと

- ✓ 速やかに社内法務部や外部の法律顧問へ知らせる
- ✓ その調査の基となる許可あるいは決定の書類及び各職員の身分証明書の提示を求め、そのコピーをとる
- ✓ 書類資料保存プログラムの発動を確認する
 - 書類を破棄したり、シュレッダーにかけたり、隠してはならない
 - コンピューター内のいかなる記録及びeメールも削除される事のないよう、速やかにブロックをかける
 - 個人のダイアリーを含む、いかなる資料も社外へ持ち出してはならない
- ✓ 質問されたら回答する事
- ✓ 当局の職員に対し、選任された社員が常時、付き添って補助にあたること
- ✓ 交わされた質問と回答の全記録を保管し、当局がコピーした書類資料は全てコピーを取っておく
- ✓ 法的特権により保護されると思われる内容の書類資料については別途に保管されることを主張し、当局に見せたりコピーを取らせる前に法的アドバイスを受ける
- ✓ プレスステートメントを用意しておく
- ✓ 外部とのeメールは一時的に全てブロックする事を検討する

*英国公正取引庁は現在、違法なカルテル摘発につながる内報に対し、最高100,000ポンドの報奨金を提示している。

してはいけないこと

- ✗ 当局が会社へ入る事を拒否、あるいは妨害すること
- ✗ いかなる記録・資料の隠蔽、削除、破棄
- ✗ 外部の担当弁護士以外に、何がおこっているかを社外の人間に話すこと
- ✗ 捜査に関連して、新たな資料を作成すること
- ✗ 要求されている情報以上のものを、任意に供出すること



Charles Whiddington
Partner
t: +44 (0)20 7861 4966
e: charles.whiddington@ffw.com



John Cassels
Partner
t: +44 (0)20 7861 4948
e: john.cassels@ffw.com